

健康福祉部

福祉環境委員会 【議案関係資料】

9月9日提出

目 次

◎補正予算関係

1	生活保護適正実施事業（地域・家庭福祉課）		3
2	高齢者施設等防災・減災対策等推進事業（長寿社会課）		4
3	障害児・者施設整備補助事業（障害福祉課）		5
4	歯科保健医療推進事業（健康づくり推進課）		6

◎議案関係

1	工事請負変更契約の締結について（長寿社会課）		7
2	秋田県国民健康保険条例の一部を改正する条例案の概要について（国保医療室）		8

予算額 2,332千円 (国 1,166 県 1,166)

1 事業目的

令和6年4月及び令和6年10月施行の生活保護法等の一部改正に伴い、生活保護システムの改修を行い、県福祉事務所において生活扶助費を適正に算定する。

2 実施主体 県

3 事業内容

進学・就職準備給付金及び就労自立給付金の改正に係るシステム改修を行う。
・生活保護システム改修業務委託 2,332千円

【参考】

(1) 令和6年4月改正の概要

○進学・就職準備給付金（対象の拡大）

進学準備給付金の支給対象について、大学等進学者に加え、高等学校等卒業後、就職により保護を要しなくなったと認めた者も対象に追加された。

<支給額>

別居30万円、同居で世帯が保護廃止10万円

(2) 令和6年10月改正の概要

○就労自立給付金（算定方法の改正）

就労に伴い保護を要しなくなった世帯に支給する就労自立給付金について、生活保護からの早期自立を助長するため、基礎額が段階的に引き下げられる算定方法に改正された。

<算定方法>

「基礎額」＋「算定対象期間（※）における就労収入額の10%」（下限、上限あり）

※算定対象期間：保護を必要としなくなったと認められた日が属する月から起算して前6ヶ月

<算定例>

（単身世帯/就労収入：月10万円）

（単位：円）

算定対象期間 (自立までの期間)		1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月
改正前	基礎額	20,000					
	就労収入 10%単月	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	就労収入 10%累計	10,000	20,000	30,000	40,000	50,000	60,000
	算定額	30,000	40,000	50,000	60,000	70,000	80,000
改正後	基礎額	40,000	32,500	25,000	17,500	10,000	2,500
	就労収入 10%単月	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	就労収入 10%累計	10,000	20,000	30,000	40,000	50,000	60,000
	算定額	50,000	52,500	55,000	57,500	60,000	62,500
改正後－改正前		20,000	12,500	5,000	-2,500	-10,000	-17,500

予算額 16,500千円（国 11,000 県 5,500）

1 事業目的

自力避難困難者が多く利用する高齢者施設における防災・減災に向けた設備等の整備を支援する。

2 補助対象者

高齢者施設の設置者

3 事業内容

高齢者施設等防災・減災対策等推進事業費補助
16,500千円

高齢者施設が災害発生時等に施設機能を維持できるように、非常用自家発電設備の整備に必要な経費の一部を助成する。

- ・対象施設 樹園養護老人ホーム
男鹿市船川港女川鵜ノ崎130-1
（設置者：社会福祉法人樹園）
- ・定員 50名
- ・規模・能力 2台（50KVA・37KVA）
- ・総事業費 22,000千円
- ・補助率 3/4（国1/2、県1/4）
- ・補助額 16,500千円
（内訳） 国 11,000千円 県 5,500千円
※県負担分に防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を活用（充当率100%、措置率50%）

4 その他

定員が29名以下の高齢者施設については、市町村が補助を実施する。

位置図



施設外観



予算額 634,550千円 (国 423,033 債 169,200 ー 42,317)

1 事業目的

障害福祉サービスを提供する障害児・者施設の整備を促進することにより、障害児・者の福祉の向上を図る。

2 補助率

3／4 (国 1／2、県 1／4)

3 事業内容

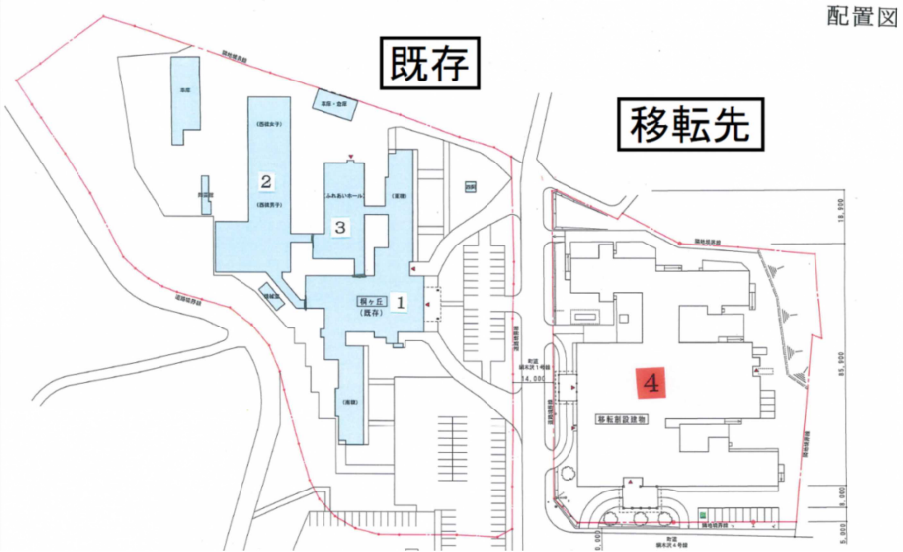
(単位:千円)

設置主体	設置場所	整備区分	種別・定員(人)	補助額
(福)井川町福祉会	井川町	創設	施設入所支援 68	634,550
		(移転)	生活介護 78	
			短期入所 2	
			相談支援 ー	

※令和6年6月28日に、東北厚生局長から、国庫補助の内示が発出された。

4 施設概要

事業所名 障害者支援施設 桐ヶ丘
現所在地 南秋田郡井川町寺沢字綱木沢 1 3 3－2
建設予定地 南秋田郡井川町寺沢字綱木沢
1 3 3－1、1 3 3－5
※既存建物の隣接地に移転する計画である。



予算額 1,171千円（国 1,171）

1 事業目的 国からの委託を受け、歯科保健医療対策の推進に必要な基礎情報を得るため、県民の歯科保健状況を調査する。 2 実施主体 県 3 事業内容 ⑦ 歯科疾患実態調査事業 (1) 実施期間 令和6年10月～令和7年2月 (2) 調査対象 国が指定した地区の住民 6市1町の7地区 （大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、大仙市、三種町） (3) 調査方法 歯科医師等に依頼し、住民の口腔内診査を実施 (4) 主な調査項目 歯や口の状態、歯磨きの頻度、歯科検診の受診状況、歯・補綴の状況等	4 スケジュール 令和6年10月 国と県が委託契約を締結 10～11月 調査 12月 国へ調査結果を送付 令和7年 2月 国へ実績を報告
--	--

【議案第177号関係】

工事請負変更契約の締結について

長寿社会課

1 理 由

中央地区老人福祉総合エリア屋内温水プール屋根等改修工事の請負契約の変更については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田県条例第32号）第2条の規定に基づき、議会の議決を経る必要がある。

2 工事の概要

中央地区老人福祉総合エリア屋内温水プールの腐朽した屋根及び老朽化した設備等を改修する。

- ・ 構 造 鉄筋コンクリート造地上2階建
- ・ 建築面積 6,860.88㎡
- ・ 延床面積 9,297.18㎡
- ・ 主な内容 屋根の葺き替え工事、大梁7本を含む天井改修工事、金属建具工事 他

3 変更契約の概要

- (1) 契約金額 961,400,000円（税込み）
※当初契約金額から396,000,000円の増額
- (2) 工 期
契約の締結の日から令和8年8月31日まで

4 供用開始予定

令和8年9月を目処に、できるだけ早期の供用開始を目指す。（当初供用開始予定：令和7年6月）

【参考】当初工事契約の議決

以下の内容について、令和5年9月議会において議決を得ている。

工 事 名：中央地区老人福祉総合エリア屋内温水プール
屋根等改修工事
工 事 箇 所：秋田市御所野下堤地内
契約の相手方：長谷駒・珍田特定建設工事共同企業体
執 行 方 法：条件付き一般競争入札
契 約 金 額：565,400,000円
工 期：令和7年5月30日

新	
(協議会の組織) 第二条 略 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める人数以内で知事が任命する。 一 三 略 四 国民健康保険法施行令第二条第一項に規定する被用者保険等保険者を代表する者 二人	
旧	
(協議会の組織) 第二条 略 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める人数以内で知事が任命する。 一 三 略 四 国民健康保険法施行令第三条第一項に規定する被用者保険等保険者を代表する者 二人	

【議案第 1 7 4 号関係】

秋田県国民健康保険条例の一部を改正する
条例案の概要について

国保医療室

1 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 2 6 0 号）による国民健康保険法施行令（昭和 3 3 年政令第 3 6 2 号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

引用している国民健康保険法施行令の条項を改めることとする。（第 2 条関係）

3 施行期日

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行の日（令和 6 年 1 2 月 2 日）から施行することとする。